



(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用状況の報告



宅地造成及び特定盛土等規制法について

規制区域の概要

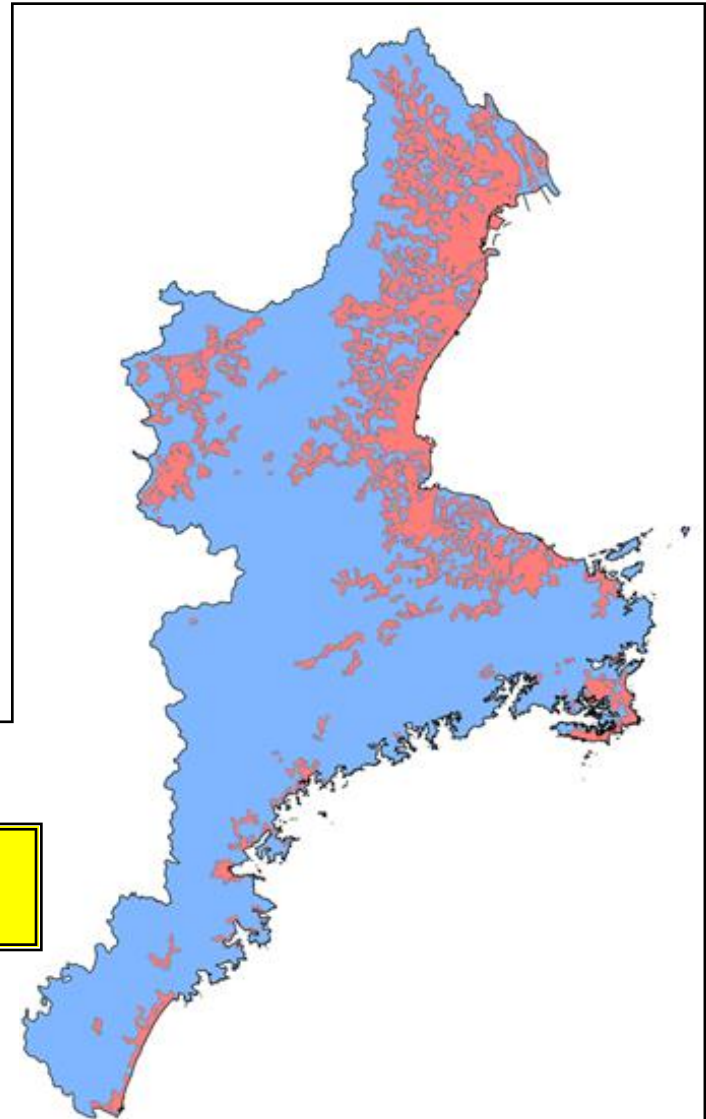
◆規制区域の種類

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



◆三重県の規制区域の概要

区分	面積 (km ²)	面積比
三重県全域	5,774.48	—
宅地造成等工事 規制区域	1,290.93	22.4%
特定盛土等 規制区域	4,483.55	77.6%

令和7年5月26日
区域指定

宅地造成及び特定盛土等規制法について

規制の対象規模

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

宅地造成及び特定盛土等規制法について

盛土規制法の執行体制

◆各部局における役割分担

造成、盛土等の目的に応じた個別規制法令ごとに各部局で役割分担し、審査業務の効率化を図っている。

部局	内容
県土整備部	【連絡窓口】 <ul style="list-style-type: none">・部局間における技術基準等の総合窓口・国との連絡窓口 【所管法】 <ul style="list-style-type: none">・都市計画法、砂防法、河川法、海岸法、港湾法 等
農林水産部	【所管法】 <ul style="list-style-type: none">・森林法、農地法、畜舎特例法 等
環境生活部	<ul style="list-style-type: none">・上記2部の役割分担に該当しないもの

宅地造成及び特定盛土等規制法について

運用状況（申請数等）

◆許可申請の状況（R8.2月末時点）

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	
	許可申請	許可申請	届出※
県土整備部	40	0	6
農林水産部	24	5	25
環境生活部	6	0	2
計	70	5	33

※届出：工事規模が比較的小さいものが対象（3,000㎡未満等）

宅地造成及び特定盛土等規制法について

運用状況（体制）

◆部局間の連携状況

担当部局が複数存在するため、申請書の処理方法や運用等の齟齬が生じないように連絡会議を設置し、部局間で協力・連携している。

盛土等対策連絡会議（部局間の情報共有や課題の検討を行う）

区域指定後、毎月開催し、技術基準に係る運用方針の調整や相談事例の共有などを行っている。

主な会議テーマ：運用状況の確認、取扱い基準の統一化、事務処理方法の共有、許可事例の共有、マニュアル等の見直し 等

参加メンバー：県土整備部（道路管理課、港湾・海岸課、河川課、防災砂防課、都市政策課、建築開発課）
農林水産部（畜産課、農業基盤整備課、農地調整課、森林・林業経営課、治山林道課、みどり共生推進課、水産基盤整備課）
環境生活部（大気・水環境課）

オブザーバー：県土整備総務課、農林水産総務課、環境生活総務課、新産業振興課、警察本部生活環境課

引き続き各部局と協力・連携して円滑な運用を進めていきます。